

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業における エコポイント交換商品等に係る募集（第1次）について

平成21年6月1日
環境省・経済産業省・総務省

1. 趣旨

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」は、①CO₂の削減、②経済の活性化、③地上デジタル放送対応テレビへの切り替えの加速に向けて、省エネ効果の高い家電（統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入に対して、エコポイントを取得できるようにし、様々な商品等に交換できるようにする事業です。

本年5月12日に公表した「交換商品等の基本的考え方」に沿って、エコポイントの交換商品及びその提供事業者について第1次の募集を行うこととしました。

なお、交換商品等の募集については、今回の募集後も定期的に行う予定です。

（参考）

交換商品の基本的考え方として、①省エネ・環境配慮に優れた商品、②全国で使える商品券・プリペイドカード（提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型のもの）、③地域振興に資するものを中心に選定することとしています。

2. エコポイントとの交換についての基本的考え方

- 商品券等との交換に当たり必要なエコポイント数は、エコポイント交換商品を提供しようとする事業者（以下「提供事業者」という。）が設定することとします。ただし、別途、エコポイントに関するシステムの運用等を行う事務局（以下「事務局」という。）と調整が必要となることがあります。
- 交換する商品の送付等に当たり必要な配送料・手数料について、提供事業者と消費者のいずれが負担するかは、提供事業者の判断に委ねます。

3. 募集の内容

1. 商品券等（商品券・プリペイドカード）

「一般型商品券等」及び「地域・中小企業型商品券等」について、以下の各々の募集要件を満たすものを募集します。応募は様式1（共通）に加え、様式2（「一般型商品券」の場合）又は様式3（「地域・中小企業型商品券等」の場合）により行ってください。

（注）商品券等との交換に当たり必要なエコポイント数を商品券等の額面と同額とするか、プ

レミアム分を含めた額面とするか、商品券等の配送等に当たり必要となる配送料及び手数料を加えた額とするか等は、各提供事業者の判断に委ねます。ただし、その内訳については消費者が判別可能となるよう明示していただきます。

(1) 一般型商品券等

<募集要件>

- ① 提供事業者が、前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号。以下「前払式証票法」という。）第6条の登録を受けて同法第2条第5項に規定する第三者発行型前払式証票の発行業務を行う法人であること。
(注) 環境保全効果が高い公共交通機関である鉄道、バス、船舶の利用に係る商品券等については、前払式証票法第2条第4項に規定する自家発行型前払式証票のほか、前払式証票法の適用除外となっている前払式証票も対象となります。
- ② エコポイントと交換する商品券等の額面100円当たり0.1円以上の環境保全活動への寄附（カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るものを含む。以下「環境寄附」という。）を行うこと。
(注1) 環境保全効果が高い公共交通機関である鉄道、バス、船舶の利用に係る商品券等に関しては、環境寄附を要件としません。
(注2) 環境寄附の割合及び寄附先は、公表するものとします。
(注3) 環境寄附の寄附先については、追加的な寄附であること等の、今後第三者委員会が定める一定の基準を満たした上で、(i)商品券等の提供主体が自ら指定する方法、又は(ii)事務局に委ねる方法のいずれかから選択することができます。
(注4) カーボン・オフセット：
市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の何らかの行動に伴い排出されるCO₂を、他の場所でのCO₂削減の取組でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。
- ③ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ④ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
(注) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。
- ⑤ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力を行うこと。
- ⑥ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成24年3月31日までとすること。

<記載事項（様式2）>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 商品券等の名称、仕組みの概要、年間の発行枚数・発行額有効期限等

- ③ 交換にあたり必要なエコポイント数、交換券面額
- ④ 環境寄附の想定率（額）、
- ⑤ 環境寄附の対象（自ら指定する場合）
- ⑥ 交換商品となった場合の商品券等の提供方法（配送等）
- ⑦ 業務委託の概要（業務委託を行う場合のみ）
- ⑧ 実行可能な本事業への協力事項（告知活動など）

<添付書類>

- ① 商品券等に関する概要資料（パンフレット等）
- ② 商品券等の発行に係る約款又はそれに代わる書面
- ③ 商品券等の発行及び資金決済の概要図（現状）
- ④ 商品券等の見本又はその券面及び裏面の写し
- ⑤ 個人情報保護に係る考え方・方針（いわゆるプライバシーポリシー等）

（２）地域・中小企業型商品券等

<募集要件>

- ① 提供事業者が、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）若しくはこれらに類する者又は中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 前払式証票法第6条の登録を受けて同法第2条第5項に規定する第三者発行型前払式証票の発行業務を行う法人であること。
 - イ 第三者発行型前払式証票の発行業務を行う法人であって、国又は地方公共団体等から資金面等の支援を受けているなど、商品券等の安定的供給の確保が図られていると認められること。
- ② 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報・送付先・残数の管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ③ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
 - （注）自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。
- ④ 商品券等の提供を停止する場合には、原則として相当期間前に事務局に申告するとともに、当該商品券等の利用可能地域において、提供停止に係る周知を行うこと。
 - （注）プレミアム付き地域商品券など使用期間や発行額が限定される商品券等については、エコポイントとの交換が確定した後、実際の受け渡しまでに失効又は品切れとなって消費者（購入者）の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場

合には、その旨をあらかじめエコポイント事務局及び消費者に対して適切に情報提供することが求められます。

- ⑤ 商品券等引渡所において、インターネットを利用可能なパソコン環境を用意する（商品券等の配布を窓口渡しで行う場合等）など、今後、商品券等の交換に関し事務局が指定する方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑥ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

<記載事項（様式3）>

- ① 団体名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 商品券等の名称、仕組みの概要、年間の発行枚数・発行額、有効期限等
- ③ 交換にあたり必要なエコポイント数、交換券面額
- ④ 交換商品となった場合の商品券等の提供方法（配送、窓口渡し等）
- ⑤ 業務委託の概要（業務委託を行う場合のみ）
- ⑥ 実行可能な本事業への協力事項（告知活動など）

<添付書類>

- ① 商品券等に関する概要（パンフレット等）
- ② 第三者発行型前払式証票に該当しない商品券等を発行する団体は、国又は地方公共団体等から資金面等の支援を受けていることを証明する書類
（商品券発行に係る助成金等が交付されている場合は交付主体や助成金名等の分かる書類、その他の場合は国又は地方公共団体等からの推薦書（別添様式例を参照））
- ③ 商品券等の発行に係る約款又はそれに代わる書面
- ④ 商品券等の発行及び資金決済の概要図（現状）
- ⑤ 商品券等の見本又はその券面及び裏面の写し
- ⑥ 個人情報保護に係る考え方・方針（いわゆるプライバシーポリシー等）

11. 地域産品提供事業者

地域産品を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。応募は、様式1（共通）に加え、様式4により行ってください。

<募集要件>

- ① 交換商品は、すべて地域産品であること。
（注）地域産品：
地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、加工食品又は鉱工業品
- ② 以下の項目のいずれか一方を満たすこと。
ア 全都道府県の地域産品を提供すること。
イ 特定都道府県内の地域産品を販売する30以上の事業者が参加すること。

- ③ 全国の消費者に対して、地域産品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。
- ④ 地域産品への交換に際し、交換する地域産品の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 提供する地域産品の採用基準が明確化されていること。
- ⑥ 提供する地域産品のカタログを作成し、かつ、WEB掲載を行えること。
- ⑦ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
- ⑧ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

<記載事項（様式4）>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 事業開始時期
- ③ 昨年の売上額
- ④ 商品の提供及び資金決済のフロー（生産者との関係、窓口申込やインターネット申込などの受付方法、商品発送方法等）
- ⑤ 提供する地域産品の採用基準
- ⑥ 提供地域産品数、カタログを閲覧可能なWEBページのURL（カタログの送付でも可）
- ⑦ 実行可能な本事業への協力事項（告知活動など）

<添付書類>

- ① 現在の販売で用いている商品掲載カタログ
- ② 商品提供に係る約款又はそれに代わる書面
- ③ 交換商品として採択された際の商品リスト案
- ④ 個人情報保護に係る考え方・方針（いわゆるプライバシーポリシー等）

III. 省エネ・環境配慮に優れた製品等提供事業者

環境分野の商品を提供し、交換を促すことで具体的な環境保全効果をもたらすとともに、省エネ・環境配慮製品市場の育成にも寄与することを目的として、省エネ・環境配慮に優れた製品やサービス（「環境配慮製品等」という。）を提供し、エコポイントと交換するプラットフォーム（複数の環境配慮製品等提供事業者が商品を販売できる基盤）を構築・運営する事業者を募集します。

応募は、様式1（共通）に加え、様式5により行ってください。

<募集要件>

- ① 交換商品は、社会的に認知されている既存の環境ラベルのつけられている製品で

ある等一定の基準（※）を設定し、これを満たす環境配慮製品等であること。また、交換商品群には、地球温暖化防止、廃棄物・リサイクル対策、自然環境の保全等の各種環境分野の対策に資する多様な商品等を含むこと。

※上記基準の妥当性については、今後第三者委員会で評価する予定です。

- ② 販売する環境配慮製品等に関する情報をWEBやカタログ等により提供していること。
- ③ 全国の消費者に対して、環境配慮製品等を迅速かつ確実に提供できる体制を有していること。
- ④ 環境配慮製品等への交換に際し、受注情報や送付先管理、納品・受領確認の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 個人情報保護に係る規定の整備、責任体制の構築その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ⑥ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

<記載事項（様式5）>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 事業開始時期
- ③ 昨年の売上額
- ④ 商品の提供フロー（商品メーカーとの関係、窓口申込やインターネット申込などの受付方法、商品発送方法等）
- ⑤ 販売する環境配慮製品等の選定基準
- ⑥ 取扱い環境配慮製品等数
- ⑦ WEBページのURL（カタログの送付でも可）
- ⑧ 年間販売額、販売件数
- ⑨ 実行可能な本事業への協力事項（告知活動など）

<添付書類>

- ① 現在の販売で用いている商品掲載カタログ
- ② 商品提供に係る約款又はそれに代わる書面
- ③ 交換商品として採択された際の商品リスト案
- ④ 個人情報保護に係る考え方・方針（いわゆるプライバシーポリシー等）

※なお、消費者が環境寄付を選べる仕組みについても、今後、第三者委員会の意見を伺いつつ構築する予定です。

4. 募集期間等

(1) 募集期間

6月1日(月)～6月11日(木) 17時

※郵送の場合は募集締切日当日の17時までに必着のこと。

(2) 応募書類の提出方法・応募先

①郵送：(6月11日17時までに必着)

郵送先住所 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省(グリーン家電普及推進事業) エコポイント交換商品募集担当宛て

(注) 書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。

(注) 提出部数は1部です。

②FAX：03-3502-0642

(注) FAXにて提出する場合には、送信後必ず確認の電話をおかけいただくようお願いいたします。(確認先：0570-068-800)

③電子メール：GKADEN_atmark_env.go.jp

(注) 電子メールの場合、上記「_atmark_」を、「@」に置き換えて送信してください。

(3) 問い合わせ先

グリーン家電エコポイント対応窓口 0570-068-800

(4) 今後の予定

応募いただいた商品券等及び事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置される第三者委員会に諮り、本事業の趣旨にかんがみ評価を行った上で順次決定し、具体化していく予定です。

なお、今回システム面の準備などの関係で交換商品に選定されなかった商品・事業者について、引き続き調整する場合があります。

また、今回募集する商品以外の交換商品等については、第三者委員会の意見も伺いながら、検討を進めていきます。

○選定された事業者における留意事項

- 交換事業者決定後速やかに(6月中旬)、取り扱うエコポイント交換対象商品に関する情報(商品名、商品の画像、必要となるエコポイント数、受け取り方法等)を事務局へ提供していただきます。
- 事務局は、各交換事業者から提供された交換商品情報を取りまとめ、6月中に公表しますので、交換事業者は事務局の行う周知に協力してください(印刷した商品一覧の備え置きやWEB上でのリンクなど)。
- 消費者から希望商品の申請を受けた事務局は、申請者の氏名、住所、注文品の種類及び数量等の情報を提供することにより交換事業者へ発注しますので、商

品を申請者へ提供してください（配送又は窓口渡し）。

（注）申請者への商品の提供については、事務局が選定する法人へ事務を委託することもできるよう検討中です。

- 配送又は窓口渡し後、交換事業者はその受け渡しの証明を事務局へ提出していただくこととなります。
- 事務局はその証明を確認後、交換事業者へ使用エコポイント数相当の金額を交換事業者へ支払い、清算を行うこととなります。

○参考情報

エコポイント関連情報掲載ページ

http://www.env.go.jp/policy/ep_kaden/index.html